

# 循環型社会の形成推進のための法体系

環境基本法 平成6年8月 施行

## 循環型社会形成推進基本法

平成13年1月 完全施行

環境省

循環型社会とは・・・

①廃棄物等となることが抑制され、②循環資源となった場合は循環的な利用が促進され、③循環的な利用が行われないものについては適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会をいう。

再生基本原理・・・

循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を推進

- ① 発生抑制 (リデュース)
- ② 再使用 (リユース)
- ③ 再生利用 (リサイクル)
- ④ 熱回収
- ⑤ 適正処分

製品が廃棄物等として処理される場合の優先順位を法定化

### 廃棄物の適正処理

### リサイクルの推進

環境省

経済産業省 等

## 廃棄物処理法

昭和46年9月 施行

### 目的

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集運搬、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

- ① 廃棄物の適正処理
- ② 廃棄物処理施設の設置規制
- ③ 廃棄物処理業者に対する規制
- ④ 廃棄物処理基準の設置

### 拡充強化

平成12年10月 改正法施行

不適正処理対策  
公共関与による施設整備等

環境省 経済産業省

## 容器包装リサイクル法

平成12年4月 完全施行

### 目的

容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を促進し、一般廃棄物の減量及び再生資源の有効な利用の確保を図る。

対象とする容器包装廃棄物

平成9年4月～

ガラス製容器、ペットボトル、スチール缶・アルミ缶、紙パック

平成12年4月～

上記にプラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボールが追加

環境省 経済産業省

## 家電リサイクル法

平成13年4月 完全施行

### 目的

特定家庭用機器の小売業者及び製造業者による収集運搬、再商品化等を適正かつ円滑に実施し、資源の有効な利用等を図る。

テレビなどの廃家電の再商品化を促進するための措置を規定。

対象とする特定家庭用機器

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機

環境省 農林水産省

## 食品リサイクル法

平成13年5月 完全施行

### 目的

食品廃棄物について、発生抑制と減量化により、最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進する。

対象となる関連業者

- ・食品の製造・加工・卸売・小売を業とする業者  
例) 食品メーカー、八百屋、百貨店、スーパー等
- ・飲料店業その他食事の提供を伴う事業者  
例) 食堂、レストラン、ホテル、旅館

環境省 国土交通省

## 建設リサイクル法

平成14年5月 完全施行

### 目的

特定の建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び木材）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を寄与することを目的とする。

経済産業省 環境省

## 自動車リサイクル法

平成17年1月 完全施行予定

### 目的

自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用を通じて、使用済自動車にかかる廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を寄与することを目的とする。

## 資源有効利用促進

平成13年4月 完全施行

### 目的

資源が大量に使用されていることにより使用済物品等及び副産物の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されており、また、再生資源及び再生部品の相当部分も利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源の利用の促進に関する所要を講ずるなどを目的とする。

国・地方公共団体の責務

- ① 基本方針の策定、判断基準の策定（業種、製品ごと）
- ② 事業者に対する指導・助言
- ③ 物品調達における再生資源利用の促進
- ④ 地域の経済的・社会的条件に応じた資源の有効利用

事業者・消費者の責務

- ① 発生抑制のための原材料の使用の合理化
- ② 再生資源、再生部品の利用
- ③ 製品長期間使用
- ④ 再生資源を用いた製品の利用、分別回収への協力

政府全体

## グリーン購入法

### 目的

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、国等の公的部門における調達を推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築する。

平成13年4月 実施

グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境に優しいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。